

千葉県警察における人事異動通知書、指定等通知及び指定書の運用について

平成17年12月20日
例規（警）第48号
警察本部長

〔沿革〕 平成20年3月例規（警）第25号 平成22年2月例規（警）第2号
各部長・参事官・所属長

見出しのことについては、平成18年1月1日から下記のとおり実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

記

1 趣旨

この例規通達は、千葉県警察における人事異動通知書、指定等通知及び指定書の運用に関し、別に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 人事異動通知書

- (1) 職員の人事異動の発令は、人事異動通知書（別記様式第1号）を交付して行うものとする。ただし、人事異動通知書を交付しないことが適当であると本部長が認める場合は、この限りでない。
- (2) 人事異動通知書に記載される異動内容は、原則として別表に定める例によるものとする。

3 指定等通知及び指定書

- (1) 本部長が行う職員の指定及び指定解除（以下「指定等」という。）は、原則として指定等通知（別記様式第2号）により行うものとする。ただし、本部長が特に必要と認めるときは、指定書（別記様式第3号）の交付に替える、又は指定等通知と指定書を併せて交付することができる。
- (2) 指定等通知及び指定書の交付に関する事務は、当該指定等に関する事務の主管課において行うものとする。

以下別記等省略